

甲府市都市公園の愛称設定に関する要綱

令和4年10月1日

まち第4号

(目的)

第1 この要綱は、市が管理する都市公園に愛称を付けることにより、市民の公園に対する親近感を高めるとともに、愛護精神の向上を目的とする。

(対象公園)

第2 愛称設定の対象は、本市が管理する都市公園（都市公園法第2条第1項第1号に規定する公園をいう。）のうち別表第1に掲げる公園とする。

(愛称の設定)

第3 市長は、公園に愛称を設定するときは、第7に規定する検討委員会に諮り、設定するものとする。

(設定の基準)

第4 愛称の設定の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当し、わかりやすく親しみやすい愛称であること。ただし、特定の人物、企業、社寺等の名称（歴史的な名称、故人となっている著名な文化人等の名称を除く。）を用いてはならない。

ア 歴史的な由来、文化財、史跡等の名称その他地域の特性を考慮した愛称

イ 周辺地域で一般的に用いられている名称を尊重した愛称

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が地域の特性を考慮したものであると認める愛称

(2) 愛称の表記は、平仮名、片仮名又は漢字であること。

(愛称の提案)

第5 公園の愛称を提案できる団体は、愛称を設定する公園が存する地区自治会連合会とし、地区の総意として公園愛称提案書（別記様式1）を市長に提出する。

2 愛称を提案しようとする地区自治会連合会は、当該公園に設置されている

甲府市都市公園愛護会設置運営要綱（昭和59年10月12日経第1号）に基づく公園愛護会、又は甲府市公園の自主的な美化活動実施要綱（平成16年4月1日都第2号）に基づく合意書（以下「アダプト制度合意書」という。）の締結団体と協議、調整を行った上で提案するものとし、その経過を提案書に明記すること。

3 前項の規定による協議、調整する団体が存在しない場合は、愛称を設定するまでにアダプト制度合意書を締結する団体を設置しなければならない。

（愛称の変更）

第6 公園の愛称は、地域や利用者に定着するまでに期間を要することから、決定後3年間は変更できないものとし、その後も変更の提案が無い場合については、愛護会の設立状況やアダプト制度合意書の締結状況によらず、既に設定された愛称は変更しないものとする。

（検討委員会の設置）

第7 公園の愛称を検討するため、公園愛称検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（検討委員会の所掌事務）

第8 検討委員会は、次の事項を検討し、その結果を市長に報告する。

（1） 愛称の選定に関する事項

（2） その他必要な事項

（検討委員会の組織）

第9 検討委員会は、まちづくり部長、契約管財室長、企画財務総室長、市民協働室長、子ども未来総室長、まち開発室長及び生涯学習室長をもって組織する。

2 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長はまちづくり部長をもって充て、副委員長はまち開発室長をもって充てる。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（検討委員会の会議）

第10 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に有識者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員長は、提案された愛称が第4の設定の基準に合致し、会議を招集する必要がないと認める時は、持ち回りにより審議することができるものとする。

(検討委員会の庶務)

第11 検討委員会の庶務は、まちづくり部まち開発室公園緑地課において処理する。

(愛称の決定)

第12 市長は第8の規定による報告があったときは、その内容を勘案し、愛称を決定する。

(標示板の設置及び愛称の周知)

第13 市長は第12の規定により愛称を決定したときは、ホームページ等により市民に周知するものとし、当該愛称を設定した公園に公園の愛称を記した標示板を設置するものとする。

(委任)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第2の関係）

No	公園名	所在地	面積 (ha)
1	南西土地区画整理1号公園	上石田三丁目1865番	0.72
2	南西土地区画整理2号公園	貢川本町1784番	0.33
3	南西土地区画整理3号公園	下石田二丁目275番	0.56
4	南西土地区画整理4号公園	下石田二丁目62番	0.29
5	西青沼公園	丸の内3丁目921番	0.29
6	二十人町公園	相生一丁目527番	0.24
7	北河原公園	荒川二丁目180番5	0.11
8	後屋なかよし公園	後屋町172番5外	0.11
9	沼川公園	高畑三丁目665番1外	0.22
10	橘公園	丸の内二丁目294番	0.17
11	朝日公園	朝日二丁目392番外	0.07
12	朝気ふれあい公園	朝気一丁目930番8	0.61
13	堀之内北公園	堀之内町766番	0.24
14	堀之内南公園	堀之内町961番外	0.94
15	徳行公園	徳行五丁目1997番1	0.17
16	住吉区画整理1号公園	住吉五丁目3126番外	0.24
17	住吉区画整理2号公園	住吉五丁目3191番	0.20
18	住吉区画整理3号公園	住吉四丁目3036番	0.20
19	住吉区画整理4号公園	住吉三丁目3091番	0.34
20	古府中町1号公園	古府中町6024番1	0.47
21	古府中町2号公園	古府中町6016番	0.20
22	しらい公園	上曾根町4069番外	0.54
23	山宮桜公園	山宮町3371番408	0.19
24	東光寺町公園	東光寺町1955番276外	0.15
25	愛宕町公園	愛宕町333番11	0.12
26	湯村第一公園	湯村三丁目478番134	0.12

No	公園名	所在地	面 (ha)
27	湯村第二公園	湯村三丁目485番17	0.07
28	国母南公園	国母八丁目2452番	0.18
29	水宮公園	下飯田四丁目1640番	0.17
30	寿宝1号公園	寿町1008番6	0.44
31	寿宝2号公園	寿町1022番1	0.05
32	寿宝3号公園	寿町1007番1	0.05
33	窪中島公園	大里町5370番	0.20
34	円満寺公園	大里町5421番	0.16
35	岡田公園	宮原町2013番外	0.11
36	さくら公園	大里町5349番の一部	0.07

※ 1～22 (都市計画決定され都市公園法の公告がされている都市計画公園)

23～36 (都市公園法の公告のみがされている都市公園)

様式 1

公 園 愛 称 提 案 書

令和 年 月 日

甲府市長 樋 口 雄 一 様

地区自治会連合会の名前

団 体 名

代 表 者 名

印

代表者住所

(電話)

次のとおり、公園の愛称について提案します。

1 公園の所在地及び現在の名称

所 在 地 甲府市 番地先

現在の名称

2 公園の愛称

3 愛称提案理由

.....

.....

.....

.....

.....

4 その他

地域住民の総意としての愛称であることがわかる書類を添付